

(平成22年度) 食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補について【抜粋】

その他2(食品安全委員会で評価されたものについて再評価が求められているもの)

総論的な内容

ハザードに整理できないものをその他に整理した。この中にある、遺伝子組換え食品、クローン家畜由来食品は、食品安全委員会において評価が実施済み又は評価中であり、発ガン性等の重要な毒性知見が新たに得られたものでない限りは新たな評価は必要ないと考えられる。

番号	物質名(危害要因)	主要な物質(危害要因)に関する概要	国内外における状況等	検討の視点
(1)	遺伝子組換え食品(逐次評価実施)	遺伝子組換え食品は、遺伝子組換え技術を利用して作られる。遺伝子組換え技術とは、土壌に棲息する細菌などの遺伝子の一部を切り取って、その構成要素の配列を変えて、もとの生物の遺伝子に戻したり、別の種類の生物の遺伝子に組み入れたりする技術をいう。 遺伝子組換えDNA技術応用食品は、農作物と、組換えDNA技術を利用して得られた微生物から製造する食品添加物等に分類できる。	〈国内〉 ・食品安全委員会による評価状況：要請に応じ、順次評価を実施。自ら評価候補として検討(H16)。 ・消費者庁：平成22年6月現在7品目(大豆(枝豆及び大豆もやしを含む。))、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、アルファルファ、てん菜を対象に遺伝子組換え農産物である旨の表示義務。 〈国外〉 ・各国、個別に評価を実施 ・EU：環境放出指令(Directive2001/18/EC)、GM食品飼料規則(Regulation(EC)No1829/2003)、表示・トレーサビリティ規則(Regulation(EC)No1830/2003)。	食品安全委員会で個別に評価。自ら評価候補として検討(H16)。
(2)	クローン家畜由来食品(評価済)	クローン家畜由来食品は、体細胞クローン技術で作出された家畜並びにそれらの後代に由来する食品をいう。 体細胞クローン技術は、除核した成熟卵に体細胞あるいは体細胞の核を移植し、電氣的刺激により融合させ、得られた胚を受胎家畜に受胎させ、産子を産出させる技術である。クローン家畜では、ドナー動物と核内のDNAの塩基配列が理論的に同一であるため、ドナー動物及び従来の繁殖技術による家畜に存在しない新規の生体物質が産生されるものではない。	〈国内〉 ・食品安全委員会による評価状況：「体細胞クローン技術を用いて産出されたウシ及び豚並びにそれらの後代に由来する食品」(H21)。自ら評価候補として検討(H17、H19)。Q&A公表(H20)。 ・農林水産省：通知「クローン牛の取り扱いについて」(H11)。体細胞クローン牛及びその生産物(肉、生乳)については出荷自粛、体細胞クローン豚、体細胞クローンヤギについても同様 ・内閣府：「ライフサイエンスに関する研究開発基本計画」(H9)。クローン研究実施機関の研究情報を取りまとめ公開する。 〈国外〉 ・米国食品医薬品庁(FDA)：「動物クローニングのリスク評価結果」(2008(H20))。牛、豚、山羊のクローン及びその後代由来の食品は従来の繁殖方法による動物由来食品と同様に安全である。 ・欧州食品安全機関(EFSA)：「動物クローニング(特に体細胞核移植(SCNT)に関して)の最新の科学的進展に関するデータ要請」(2010(H22))。	食品安全委員会で評価。自ら評価候補として検討(H17、H19)。Q&A公表(H20)。